許可を要しない営業施設（新法に基づいた届出業種）（令和5年度夏期一斉取締り）

			調査・監視指導延施設数	違反発見施設数	違反件数			処分件数					処分以外の処置件数	告発件数
					設備の不備	食品の取扱不良	その他	営業・業務禁止命令	営業・業務停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他		
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装のみ）		58											
	食肉販売業（包装のみ）		72											
	乳類販売業		94											
	氷雪販売業													
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		16											
販売業	弁当販売業		5											
	野菜果物販売業		9											
	米穀販売業		5											
	通信販売・訪問販売による販売業		1											
	コンビニエンスストア		22											
	百貨店，総合スーパー		47											
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）		15											
	その他の食料・飲料販売業		27											
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）													
	いわゆる健康食品の製造・加工業（飲料の製造を除く）													
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）		2											
	農産保存食料品製造・加工業		11											
	調味料製造・加工業		1											
	糖類製造・加工業													
	精穀・製粉業		6											
	製茶業		1											
	海藻製造・加工業		7											
	卵選別包装業		1											
	その他の食料品製造・加工業		12											
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第68条第3項において準用される者を含む	行商													
	集団給食施設													
	集団給食施設	学校	6											
		病院・診療所												
		事業所												
		その他	2											
	器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る）													
	露天，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの													
	その他		5											
小計			425	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0